

警察署協議会議事録

協議会名	令和4年第2回宮城県石巻警察署協議会
開催日時	令和4年7月20日（水）午後3時00分から 午後4時15分まで
開催場所	石巻警察署 3階大会議室
出席者等	<p>1 協議会委員～10人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出席委員～土井会長、大友副会長、島貫委員、片岡委員、赤間委員、甲谷委員、武田委員、大森委員、山本委員、白出委員 ・ 欠席～なし <p>2 警察署側～16人</p> <p>署長、副署長、刑事官、副参事、会計課長、警務課長、留置管理課長、生活安全課長、地域課長、刑事第一課長、刑事第二課長、交通課長、警備課長、生活安全課長代理、水上警備派出所長、警務係長</p>
議事概要	別紙のとおり
備考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

【別紙】

1 石巻警察署管内の治安概況について

【署長】

石巻警察署管内の治安概況について御説明させていただきます。

(1) 刑法犯認知・検挙状況（令和4年6月末現在）

刑法犯の認知件数は380件、前年同期比+77件、約25%の増加となっております。増加している犯罪は、窃盗犯で令和4年6月末時点で287件、前年同期比+93件、48%の増加となっております。これにつきましては、余罪多数の侵入盗事件被疑者を検挙したことにより、出店荒らし・学校荒らし等の複数の未届け窃盗事件を検挙したことによります。さらに、同じく窃盗犯になりますが、自転車盗事件が287件中の57件を占めており、前年同期比+21件の増加となっております。春先から増加傾向が見られましたので、行政機関に働きかけて駐輪場等の防犯カメラ増設、街頭における自転車ツーロックの呼びかけ等の防犯活動を継続するほか、先月実施した職務質問強化月間等による犯罪の検挙、張り込み捜査により検挙の向上を図っております。窃盗犯以外の犯罪については減少傾向にあり、特に凶悪犯や知能犯が減少しており、その要因は昨年からの窃盗犯の検挙により他の事件の発生の未然防止に繋がったと考えております。

一方、検挙に関しましては、202件となっております、前年同期比+41件、検挙率は53.2%となっております。この検挙の多くは窃盗犯の検挙であり、その多くで余罪を追及して事件解決に至っております。

また、昨年、今年とも凶悪犯と暴行、傷害等の粗暴犯等はほぼ100%の検挙となっております。凶悪犯・粗暴犯は管内住民等の身体・生命に危害を加える犯罪であることから発生直後の初動捜査の徹底を図り検挙に結び付けております。

(2) 特殊詐欺被害状況（令和4年6月末現在）

当署管内の発生は2件、前年同期比-2件、被害金額は合計で約300万円、前年同期比で約-35万円となっております。

一方で、6月13日に石巻市中心部で予兆電話等が頻発し、複数の被害通報等の情報もありましたが、翌日には被疑者2名を検挙しております。

現在、県内においては特殊詐欺被害が増加傾向にあり、件数、被害金額ともに増加しており、当署においても広報啓発・警戒検挙活動を行ってまいります。

(3) 非行少年等の検挙・補導状況（令和4年6月末現在）

非行少年等の検挙・補導総数は、196人、前年同期比-19人、8.8%の減少となっております。

また、全刑法犯検挙人員及び刑法犯触法少年補導人員は合計92人となっておりますが、このうち少年が占める割合は4人、4.3%で、前年同期比8.2%の減少となっております。

しかし、今年は各種祭典が3年ぶりに開催されることから、生活安全課を中心に少年補導及び各種会議等を継続し、また夏祭り等における少年補導を継続して行ってまいります。

いわゆる少年補導といわれる不良行為少年の補導人員は192人、前年同期比

－ 7人、－ 3.5%と減少傾向ですが、継続して各種対応を強化したいと思います。

(4) 交通事故の発生状況（令和4年6月末現在）

交通事故の発生件数は、人身事故及び物損事故件数、さらに負傷者数とも前年から減少となっておりますが、残念ながら交通死亡事故が増加となっております。これは、令和4年6月末時点で県内の16人の交通死亡事故者数であり、その3割、5人が当署管内の死者数となっております。

これを受けまして、5月13日から6月2日までの間、隣接の河北警察署や本部執行隊の高速隊、交通機動隊といった支援を受けまして緊急的な交通取締りを強化しております。新聞等でも御承知のとおり、出動式などを実施して、広報・啓発を実施しておりますが、7月3日日曜日牡鹿半島で対向車線をはみ出し、バイク同士が正面衝突して1名の方が亡くなる交通死亡事故が発生しております。今後とも継続したマナーアップ活動、また悪質危険運転違反といわれる無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過違反に重点を絞って交通指導取締りを強化したいと考えております。

(5) 飲酒運転検挙状況（令和4年6月末現在）

飲酒運転の検挙状況は、交通事故、交通取締りとも増加傾向にあります。飲酒運転による交通事故は人身事故は3件、物損事故は10件、計13件となっております。これは、事故の通報、あるいは当事者からの届出等により発覚し検挙した、事故発覚後の検挙件数となります。交通取締りによる検挙は16件で、当署独自、本部執行隊との連携による検挙数となります。令和4年6月末時点で前年同期比+8件と非常に増加しております。

飲酒運転は重大な事故に直結する大変危険な行為であり、更に本部の支援を得ながら挙署一体で飲酒運転取締り強化を行い、7月20日からの夏の交通事故防止運動等と絡めて飲酒運転根絶、交通事故防止を推進してまいります。

2 意見・提言・質問等に対する回答について

(1) 川開き祭りの交通規制について

【交通課長】

委員から、今年度の川開き祭りに関する市街地の通行について要望・意見を頂戴しました。

8月6日はパレードと花火が実施され、立町及び中央地内の市街地が午前10時から午後10時まで車両通行止めとなり、八幡町の一部及び不動町の一部は花火対応により午後6時30分から午後10時まで車両通行止めとなり、石巻大橋は午後6時30分から午後10時まで車両だけではなく歩行者も通行止めとなり、石巻大橋から牧山トンネル通過区間は、午後6時30分から午後10時まで石巻大橋から鹿妻方向への一方通行規制となります。

これらの通行禁止区間を車両でどうしても通りたい方で、規制区域内に自宅若しくは会社や駐車場がある方は、事前に警察署に通行許可の申請をしていただき、申請に基づき許可を得た方は通行できます。

この申請は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで窓口で行っており、申請を受けて直ぐに許可は出せず、8月6日に通行したい方は、遅くとも8月2日までに申請していただく必要があり、申請から中2日休みを含まず2日間の審査期

間が必要となり、8月5日に通行許可証の発行となります。

(2) 少年法改正に伴う特定少年への対応等について

【生活安全課長】

ア 特定少年の位置付け

18歳以上20歳未満の者を「特定少年」と位置付け
未成年者（18歳未満・民法）と少年（20歳未満・少年法）

イ 改正の概要

① 送致先の変更

全件検察官経由で家裁送致（従前、罰金以下は家裁直送）

② 原則逆送対象事件の拡大

これまでの「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件」（犯行時16歳以上）に加え、「死刑、無期、短期一年以上の罪の事件」（犯行時18・19歳）も原則検察官送致

③ 処分範囲の変更

行為責任の範囲内で処分（従前は、要保護性がある限り行為責任の限度を超えて保護処分を実施）

④ ぐ犯少年の対象外

ぐ犯少年に係る家裁送致等の対象外（従前は対象）

⑤ 取扱い分離の解除

逆送決定があった場合を除き留置施設での成人と分離した収容等を実施（従前は、逆送後も取扱いを分離）

⑥ 推知報道制限の解除

公訴提起（略式手続を除く。）の場合を除き推知報道禁止（従前は一律禁止）

※ 逆送とは、家庭裁判所が少年事件を検察官に送致する手続。

(3) 少年非行等の状況について

ア 宮城県内における刑法犯により検挙・補導された少年の年齢別人員

○ 刑法犯により検挙・補導される人員は、16歳までは徐々に上昇し、16歳以上は横ばい

○ 令和4年6月末時点で検挙された18歳、19歳の少年は、30名（前年同期比－3名）、少年全体に占める割合は、36.1%（前年同期比－5.7%）

イ 石巻署管内における不良行為少年の年齢別人員（手集計）

○ 不良行為により街頭補導された少年は、14歳ころから増加を始め、16歳、17歳でピークとなり、18歳、19歳となるにつれて減少

○ 令和4年6月末までに街頭補導された18歳、19歳の少年は、51名（前年同期比＋5名）で、少年全体に占める割合は25.6%（前年同期比＋1.6%）

少年非行・街頭補導の状況から、特定少年の行動に大きな変化は見られず、その要因としては、一定の重大な罪を犯す特定少年の数が元々少なかったことや改正少年法の施行後、間もない時期であり、少年非行に関するデータが揃っていないことが考えられる。

また、特定少年が単独で「クレジットカードを作る」、「様々な契約をする」等を

できるようになり、今後、様々な問題が生じてくる可能性もあるので、今後の動向を注視していく必要がある。

【委員】

18歳・19歳と多感な時期に重大な事件を起こすと、大人と同じ扱いになることが大きな抑止力になると思います。

【委員】

契約関係に関して、高校のPTA父兄より伺った話では、勝手に契約してしまったものは取り消しが効かないので不安を感じている。このことを詳しく周知していただけるように、学校の授業などでこの様なことを取り入れていただけるように御指導していただければと思います。

【地域課長】

委員からいただいた御質問で、警察官と住民とのふれあい活動である巡回連絡が大切ですが、この巡回連絡が近年減少しているという御質問に対して御説明させていただきます。

巡回連絡については、交番・駐在所勤務の警察官それぞれが担当する地域の家庭や事業所などを訪問し、犯罪予防・交通事故防止・災害予防等に関する指導・連絡、広報活動や困りごと相談、警察に対する要望、相談の聞き取りなどを行います。そのため地域住民と良好な関係を構築し、管内実態を把握するための手段として巡回連絡は大切なものです。

また、巡回連絡が少なくなっている理由については、警察に対するニーズが多様化し事件・事故の処理であったりDV・ストーカー・児童虐待・特殊詐欺といった様々な相談が寄せられ、それらの相談に対するきめ細かな措置、解決を求められることも一因と考えられます。また、相談を受理した場合は、その場での助言・指導だけではなく主管課担当者との検討、関係機関との連携など様々な対応が必要となっていることから多大な能力と時間が必要となっています。

【委員】

巡回連絡に関して、以前、私の自宅を管轄していた駐在所の警察官が地域住民との繋がりが非常に強く「地域のお巡りさん」というイメージであり、お話しをするだけでも防犯を強く意識付けすることができたことを大きく感じていました。

【交通課長】

信号機交差点における黄色信号の意味について再確認と赤信号無視の増加について説明させていただきます。警察に赤信号無視をしている車が多いとの御意見があります。これを含めまして信号機の意味を説明させていただきます。黄色信号の意味ですが、道路交通法第7条に道路を通行する車は、対面する信号機に従って進行しなければならない、信号機の黄色の意味するものは、対面する信号機の黄色灯火時は停止位置を越えて進行してはならないとされています。

交差点進入時は対面する信号機の表示に従い、黄色信号では赤色信号同様、交差点に進入せず、停止線手前で停止してください。また、交差点に入ろうとする場合、あるいは交差点を通行するときは、信号機に従うことはもちろん、安全な速度と方法により、安全進行に努めてください。

また、赤信号無視は重大な事故に直結する違反であることから警察では取締りを強化しております。信号機や標識の表示はドライバーをはじめ、道路利用者が従うべき大切なルールです。警察では今後とも、赤信号無視などの悪質危険な行為を排除して安全な交通社会を作っていく取組を強化していきたいと思っております。

委員からの質問について、石巻市内で蛇田方面からあけぼの方面に抜ける農道の側溝に蓋がついていないとの質問があったので、御説明させていただきます。昔は農道だったのですが三陸道ができたことにより現在は石巻市道となっており、この道路の管理は石巻市となることから蓋の設置については道路管理者に委ねることとなります。住民からの蓋設置要望として、道路管理所の石巻市へ提起し、石巻市と警察が一緒に対策等を検討したいと思っております。

委員からの質問について、三陸自動車道事故時の通行止め案内板の表示について御説明させていただきます。矢本IC、石巻女川IC入口に事故等の通行止め案内板が分かりづらく、三陸道に入ってから事故による通行止めに気付くことがあったということですが、管轄する高速隊に確認したところ入口の信号機交差点に案内板が設置されております。東北自動車道では交通事故などによる交通規制を行う前には現場標識、表示を先行するようにしております。事故直後であれば通行止めを実施する表示も間に合わない場合があります。高速道路を走行する際には表示に注意して走行していただきたいと思っております。また、参考まで三陸道の道路管理は、場所によってNEXCOのほか、国土交通省、宮城県道路公社などに分かれており、矢本・石巻女川ICなどは国土交通省が道路管理者となります。

【委員】

高速道路走行時は表示、ラジオを確認し十分注意します。

信号機の件で、黄色信号から赤色信号に変わるタイミングがそれぞれの交差点によって違うように思いますが、これはその交差点の交通状況によって事故防止のために変えているのでしょうか。

【交通課長】

信号機のサイクルは、信号機の統制、交差点の状況によって秒数が違っております。

【委員】

カーブミラー見えづらい所があるのですが、どちらが管理していますか。

【交通課長】

カーブミラーは道路管理者となるので、大体は市役所等の管理となると思われま

【委員】

間違っ

【署長】

110番通報を受理する宮城県警察本部通信指令課には、110番通報を受ける専用の大型画面が設置された部屋があり、そこでは警察官の前に専用パソコンがあり110番を受理すると画面に必要事項を入力し、無線やデータで各警察署等に指示しております。

受理する警察官は、通報内容の真偽等を確認しながら指令を出しております。

3 事務連絡

次回、令和4年第3回の警察署協議会の開催については、12月初旬の開催で調整していきます。